

副 本

平成23年(ハ)第11389号 慰謝料請求事件

原告

被告 東京電力株式会社

答 弁 書

平成23年5月19日

東京簡易裁判所民事第4室1係 御中

(送達場所) 東京都中央区銀座6丁目5番13号 JDB銀座ビル7階

〒104-0061

ふじ合同法律事務所

電 話 03-5568-1616

FAX 03-5568-1617

被告訴訟代理人

弁 護 士

岩 淵 正 紀



同

竹 野 下 喜 彦



同

松 永 暁 太



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 請求の原因に対する答弁

1 「I 原子力発電所の建設と被告の態度」について

(1) 1項について

認める。ただし、昭和45年11月17日は1号機の試運転を開始した日である。

(2) 2項について

「このような事故がおこらないように十分な対策を講じるべきであった」との主張は争うが、その余は概ね認める。

今回の福島第一原子力発電所の建屋の爆発をはじめとする放射性物質の外部への放出事故（以下「本件事故」という。）は、これまでの人の想像をはるかに超えた、巨大でとてつもない破壊力をもった東日本大震災の地震及びそれに伴って発生した津波を原因とするものである。すなわち、東日本大震災のマグニチュードは9.0で、その地震のエネルギーはマグニチュード7.9の関東大震災の約44.67倍であり、また、地震に伴って発生した津波も関東大震災とは比較にならないほどの規模のものであったのである。

このように異常で巨大な天災地変については、被告においてそれに対応できるような対策を講ずべき義務があったとまではいうことができない。

(3) 3項について

いわゆる反原発の立場から原告が主張するような意見があったことは認めるが、それは立場を異にする者の政治的意見にすぎない。福島第一原子力発電所を含む原子力発電所の建設は、法令に基づいて適切に行われてきたのである。

(4) 4項について

昭和53年(1978年)11月2日に3号機において臨界が生じたこと、平成22年(2010年)6月17日に2号機において緊急自動停止となったことは認めるが、その余は否認ないし争う。いずれについても、国際原子力事象評価尺度(INES)における評価が不要な程度の事象として位置付けられるべきものであって、「重大事故」とはいえない。また、被告がそれらを隠匿しようとしたことはない。

2 「Ⅱ 地震による被害」について

(1) 1項について

「前述のような危険を有した不適切な原子力発電所である」との主張は否認ないし争い、その余は概ね認める。

(2) 2項について

概ね認める。ただし、「状況により人体に被害が生じうるレベルとなる危険性」を有するのは、当初の避難区域及び屋内退避区域、現在の警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に限られる。また、原告の居住地である東京都においては、そのような危険性がないことは、文部科学省が取りまとめている環境放射能水準の調査結果等で明らかであり(乙第1号証、第2号証)、マスコミ報道でも広く伝えられている(乙第3号証)。

(3) 3項について

否認ないし争う。なお、被告のどのような対応によって「国民は正確な情報を得られない」のか、原告の主張は不明確であるので、具体的な反論が困難である。

3 「Ⅲ 原告の被害」について

否認ないし争う。後述するとおり、原告の主張する「極度の不安感、恐怖感」は、法律上保護される利益には該当しない。

第3 被告の主張

1 東京都における環境放射能水準について

文部科学省が各都道府県等からの報告に基づいて作成している環境放射能水準の調査結果によれば、東京都（新宿区）の環境放射能水準は、平成23年3月15日に0.496マイクロシーベルト毎時を計測したが、その後は低いレベルが続いており、同月中は0.1マイクロシーベルト毎時前後のレベル、同年4月以降は概ね0.1マイクロシーベルト毎時未満のレベルとなっている（乙第1号証）。

日本における1人当たりの自然放射線被ばく量は、平均で年間1.5ミリシーベルトであり（乙第2号証）、これをマイクロシーベルト毎時に換算（1.5ミリシーベルト÷365日÷24時間）すると約0.17マイクロシーベルト毎時となるから、上記の東京都（新宿区）の環境放射能水準が健康に全く影響を与えないレベルであることが明らかである。

2 マスコミ報道について

上記の環境放射能水準を踏まえてマスコミ報道も、「わずかな被ばく 慌てずに」、「人体影響なし」、「放射線量、低い数値で安定」等の見出しをつけて、関東の放射線量が平時時の範囲内かやや高い程度であって、人体にはまるで影響がないレベルであると報道している（乙第3号証）。

3 原告の請求について

原告の主張する慰謝料は、本件事故によって健康被害を受けたこと又は健康被害を受ける具体的な危険性があったことに対するものではなく、本件事故に関するマスコミ報道により「極度の不安感、恐怖感」が生じ、精神の安定を害されたことに対するものということである。

ところで、慰謝料請求権が発生するためには、「権利又は法律上保護される利益」が「侵害」されたことが必要であるから（民法709条、710条）、被侵害利益がそれらの要件に該当しなければ慰謝料請求権は発生しない。

上記のとおり、原告の居住地である東京都においては、「状況により人体に被害が生じうるレベルとなる危険性」はなく、そのことはマスコミ報道によっても伝えられており、東京都に居住する住民が「極度の不安感、恐怖感」を持つような状況に至っていないことは明らかである。

仮に原告が「極度の不安感、恐怖感」を持ったとしても、それは原告個人の考え方、性格、感受性等の個人的資質に基づく特異な事象といわざるを得ず、法律上保護される利益には該当しない。

このことは、原子力損害賠償紛争審査会が策定した平成23年4月28日付けの「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」においても、「もちろん、原子力事故や放射性物質の放出に対する一般的・抽象的不安感や危惧感等は、精神的損害として認められるものではない。」と明言されているとおりである(乙第4号証)。

第4 結論

以上のとおりであって、原告に生じたとする「極度の不安感、恐怖感」は、法律上保護される利益に該当せず、主張自体失当であるから、速やかに原告の請求を棄却すべきである。

以 上